

日本中央競馬会における役員の給与等の支給の基準

1 基本的な考え方

役員の給与等の支給の基準を定めるにあたっては、以下の点を基本的な考え方とする。

- (1) 役員の給与等は、各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
- (2) 役員の給与等は、勝馬投票券の売上・利益等の業績を勘案し、日本中央競馬会の適切な事業運営及びお客様サービスの維持・向上を図るために必要な人材を確保する上での競争力を考慮するとともに、民間企業等の役員及びそれに相当する国家公務員の処遇の実情をも勘案すること。
- (3) 日本中央競馬会は、競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）及び日本中央競馬会法（昭和 29 年法律第 205 号）に基づき設立された特殊法人であることにかんがみ、効率的に業務を運営し中央競馬事業を安定的に発展させていくため、役員の給与等について、その総額を含めて適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

2 給与

役員の給与は、本俸及び諸手当からなるものとする。

(1) 本俸

本俸は、月額又は日額をもってこれを定め、月額をもって定めた場合は毎月定額を支給し、日額をもって定めた場合は当該日額に執務した月ごとに理事長が認めた日数を乗じて得た額を翌月支給する。

(2) 諸手当

諸手当は、特別調整手当及び特別手当とする。

ア 特別調整手当は、東京都特別区に在勤する常勤の役員に支給する。

イ 特別手当は、常勤の役員に対し、毎年 2 回以内において支給することがある。

3 慰労金

- (1) 慰労金の支給額は、退任した常勤役員に対し、在任期間 1 月につき、その者の退任時の本俸月額の 100 分の 12.5 に相当する額に業績勘案率（学識経験者によって組織される委員会が 0.0 から 2.0 までの範囲内で決定する率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。

- (2) 退任した常勤役員について、在任期間中に非違行為による解任事由に該当する行為があった場合は、慰労金の全部又は一部を支給しないことがある。

(参考)

役員の給与等の支給額、支給割合等

(2026年3月1日現在)

1 本俸

ア 常勤役員の本俸

	本俸
理事長	月額 1,272,000 円
副理事長	月額 1,093,000 円
常務理事	月額 985,000 円
理事	月額 932,000 円
監事	月額 900,000 円

イ 非常勤役員の本俸

非常勤の役員の本俸は、同一の役職である常勤の役員の本俸の額を超えない範囲において、月額又は日額をもって、別に定める。

2 諸手当

ア 特別調整手当

特別調整手当は、東京都特別区に在勤する常勤の役員に対し、本俸月額の100分の12に相当する額に51,800円を加えた額を支給する。

イ 特別手当

特別手当は、常勤の役員に対し、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各支給算定期間における勤務実績に応じて、それぞれ12月及び翌年6月に支給する。支給条件はその都度定める。

3 慰労金

- (1) 慰労金は、退任した常勤役員について、在任期間1月につき、その者の退任時の本俸月額の100分の12.5に相当する額に業績勘案率（学識経験者によって組織される委員会が0.0から2.0までの範囲内で決定する率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額の合計額（在任期間中に役職を異にした者にあつては、異なる役職ごとの在任期間1月につき、退任時における当該異なる役職ごとの本俸月額の100分の12.5に相当する額に業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額）に100分の83.7を乗じて得た額とする。
- (2) 退任した常勤役員について、在任期間中に非違行為による解任事由に該当する行為があった場合は、慰労金の全部又は一部を支給しないことがある。

4 就退任に伴う給与等の計算

就任又は退任の場合には、本俸及び特別調整手当は日割をもって計算し、特別手当は各支給算定期間における勤務日数に応じて支給する。慰労金については、就任日から退任日までを暦に従って計算するものとし、1月未満の端数は1月と計算する。